

莊

く、市中三千軒餘、本町と云、商人も見えて、二三町計ふしき町有。
〔佐藤元海九州記行〕柳川ノ城ハ、立花家ノ都スル所ニシテ、平地ナレドモ、城郭壯麗ニシテ、都下ノ
町家モ頗ル繁昌ナリ。

〔東寺百合文書一之六〕寶莊嚴院御庄園○中

筑後國三瀧庄 隆季卿

米六百石

綿四百十一兩○中

右注進如件

平治元年潤五月 日

〔古今著聞集和歌〕嘉應二年十月九日、道因法師人々をす、めて、住吉社にて歌合しけるに、後徳大寺左大臣前大納言にておはしけるが、此歌をよみ給ふとて、社頭月といふを。

ふりにける松物いはゞとひてまじむかしもかくや住の江の月、かくなんよみ給ひけるを、判者俊成卿ことに感じけり、よの人々もほめの、しりける程に、其比彼家領筑紫瀬高の庄○筑後郡の年貢つみたりける船攝國に入らんとしける時、惡風にあひて、すでに入海せんとしける時、いづくよりか來りけん、翁一人出きて、こぎなをして別事なかりけり、舟人あやしみ思ふ程におきなのいひけるは、松物いはゞの御句面白う候て、此邊にすみ侍る翁の參つると申せといひてうせけり、住吉大明神の彼歌を感じさせ給ひて、御體をあらはし給ひけるにや。

〔吾妻鏡〕壽永三年元年四月六日甲戌池前大納言並室家之領等者載平氏沒官領注文自公家被下云云、而爲酬故池禪尼恩德申宥彼亞相勅勸給之上以件家領三十四箇所、如元可爲彼家管領之旨、昨日有其沙汰令辭之給、○中略